外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一 一～五　（略） 六　その他（四職種七作業） 七　（略）	**別表第一** 一～五　（略） 六　その他（四職種七作業） 七　（略）

職種	作業	試験	試験実施者
溶接	手溶接 半自動溶接	溶接技能評価試験	一般社団法人日本溶接協会 一般財団法人日本海事協会
（略）			

別表第二

一～五　（略）

六　機械・金属関係（十五職種二十九作業）

七・八　（略）

職種	作業
（略）	
機械加工	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 マシニングセンタ作業
（略）	

別表第二

一～五　（略）

六　機械・金属関係（十五職種二十七作業）

七・八　（略）

職種	作業
（略）	
機械加工	旋盤作業 フライス盤作業
（略）	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。